

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行		改正後	
(添付書面等の省略)		(添付書面等の省略)	
第12条 条例第8条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第12条 条例第8条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
書面等	措置	書面等	措置
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
2 商業登記法第10条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 (ア省略) イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) <u>第2条第15項</u> に規定する法人番号 (第2号省略)	2 商業登記法第10条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 (ア省略) イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) <u>第2条第16項</u> に規定する法人番号 (第2号省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

区長委任規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>次に掲げる事務は、区長に委任する。 （1の項から6の項まで省略）</p> <p>7 その他の許可、証明等に関する事 （第1号から第5号の2まで省略）</p> <p>(5)の3 行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）<u>第18条の2</u> <u>第3項</u>の規定に基づく個人番号カードの 発行手数料の徴収に関する事。 （以下省略）</p>	<p>次に掲げる事務は、区長に委任する。 （1の項から6の項まで省略）</p> <p>7 その他の許可、証明等に関する事 （第1号から第5号の2まで省略）</p> <p>(5)の3 行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）<u>第18条の5</u> <u>第3項</u>の規定に基づく個人番号カードの 発行手数料の徴収に関する事。 （以下省略）</p>